

住居確保給付金の支給について

就労能力や就労意欲のある方で、過去2年以内の離職などにより住居を喪失又は喪失するおそれがある方に対して、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額（上限額あり）を支給します。

1 支給対象者

申請時に次のいずれにも該当する方が対象となります。

- (1) 住居を喪失している方、又は住居を喪失するおそれのある方
- (2) 離職又は廃業をした日から原則2年以内の方、又は休業等（雇用先都合のシフト減、取引先の倒産や営業縮小、災害等の影響によるものに限る）で収入が減少し、離職や廃業と同程度の状況にある方
- (3) 離職・減収時に自らの労働により賃金を得て主として世帯の生計を維持していた方
- (4) 就労能力及び常用就職の意欲があり、公共職業安定所等へ求職申し込みをし、常用就職を目指した求職活動を行う方
- (5) 申請者及び申請者と生計を同じくする同居者の収入の合計額が、次の表の収入基準額（基準額＋家賃額）以下である方【表1】

【表1】

世帯人数	基準額	家賃額（上限）	収入基準額（上限）
1人	89,000円	45,000円	134,000円
2人	131,000円	54,000円	185,000円
3人	157,000円	59,000円	216,000円
4人	194,000円		253,000円
5人	232,000円		291,000円

※世帯人数によって、基準額が異なります

- (6) 申請者及び申請者と生計を同じくする同居者の預貯金の合計額が、基準額以下である方【表2】

【表2】

世帯人数	基準額
1人	534,000円
2人	786,000円
3人	942,000円
4人以上	1,000,000円

- (7) 地方自治体が実施する類似の貸付又は給付等を申請者及び申請者と生計を同じくする同居者が受けていない方
- (8) 申請者及び申請者と同一の世帯の者のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員でない方

2 支給を受けるための条件

支給期間中は、次のことを守ってください。

- (1) 毎月4回以上、市の生活・就労相談窓口において支援員による面接等の支援を受けること
 - (2) 毎月2回以上、公共職業安定所等で職業相談を受けること
 - (3) 原則週1回以上、求人先への応募、又は求人先の面接を受けること
- ※自営業の方は、経営相談先の支援を受け事業再生のための活動をする
ことで(2)(3)に代えることができます場合があります。

3 支給期間

支給期間は3か月です。ただし、就労の促進に必要と認められるときは、3か月単位で最長9か月まで支給することができる場合があります。なお、自営業の方については、6か月目から9か月目において公共職業安定所等での求職活動が必要です。